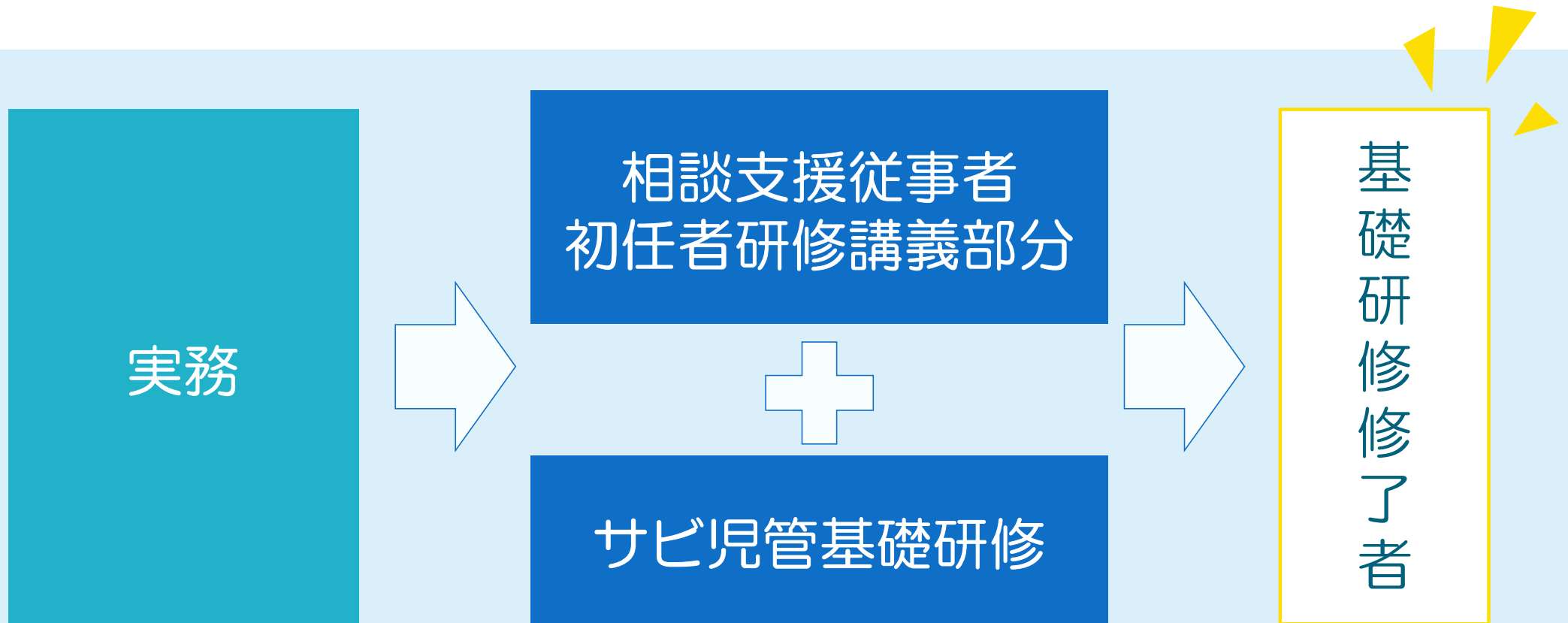


サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者研修の流れ

研修の流れ①（基礎研修まで）



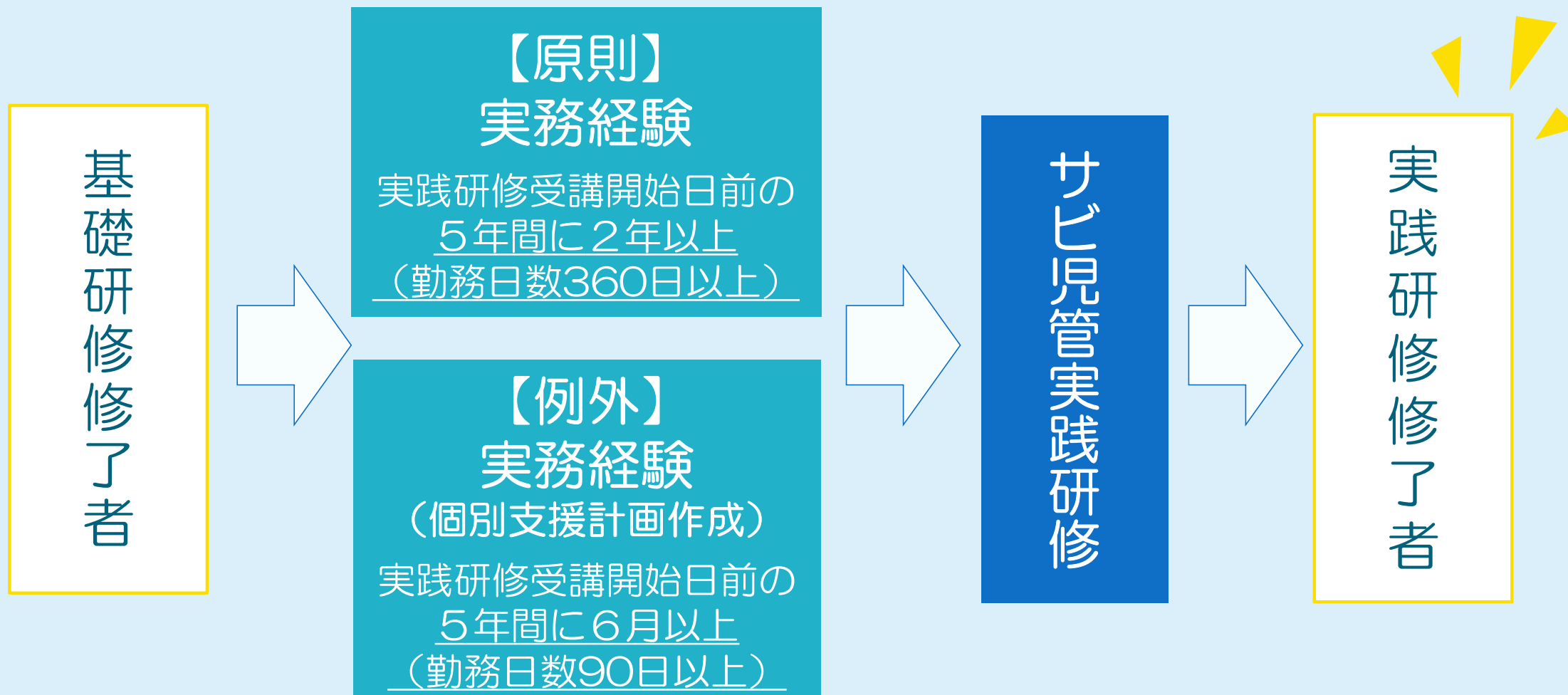
※ 広島県では、サビ児管基礎研修より前に
相談支援従事者初任者研修の講義部分の受講が必須です。

基礎研修修了者について

基礎研修修了者は、2人目のサビ児管として個別支援計画の原案作成ができます。

※基礎研修修了者1名のみをサビ児管として事業所に配置することはできません。

研修の流れ②（実践研修まで）



※ 実務経験に算入できる業務内容は、
相談支援業務・直接支援の業務・個別支援計画の作成業務の3種類
(【例外】の場合は、「個別支援計画の作成業務」のみ実務経験に算入可能)

実践研修の実務経験【原則】

実践研修の受講には、基礎研修修了日以後、
実践研修の受講前5年間に2年以上の実務経験が必要です。

この実務は必ずしも、2人目のサービス管理責任者や児童
発達支援管理責任者としての実務である必要はありません。
直接支援業務・相談支援業務への従事期間も実務経験年数
に算入できます。

実践研修の実務経験【例外】

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

①実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験⑧（OJT）については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】※①～③を全て満たす必要あり

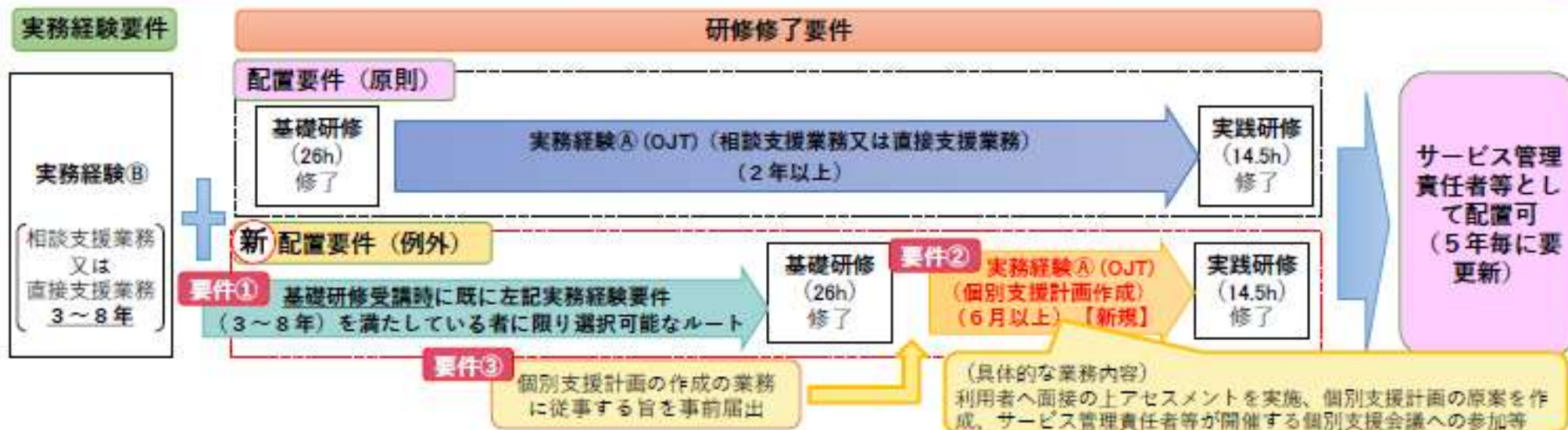
- ① 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件⑧（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

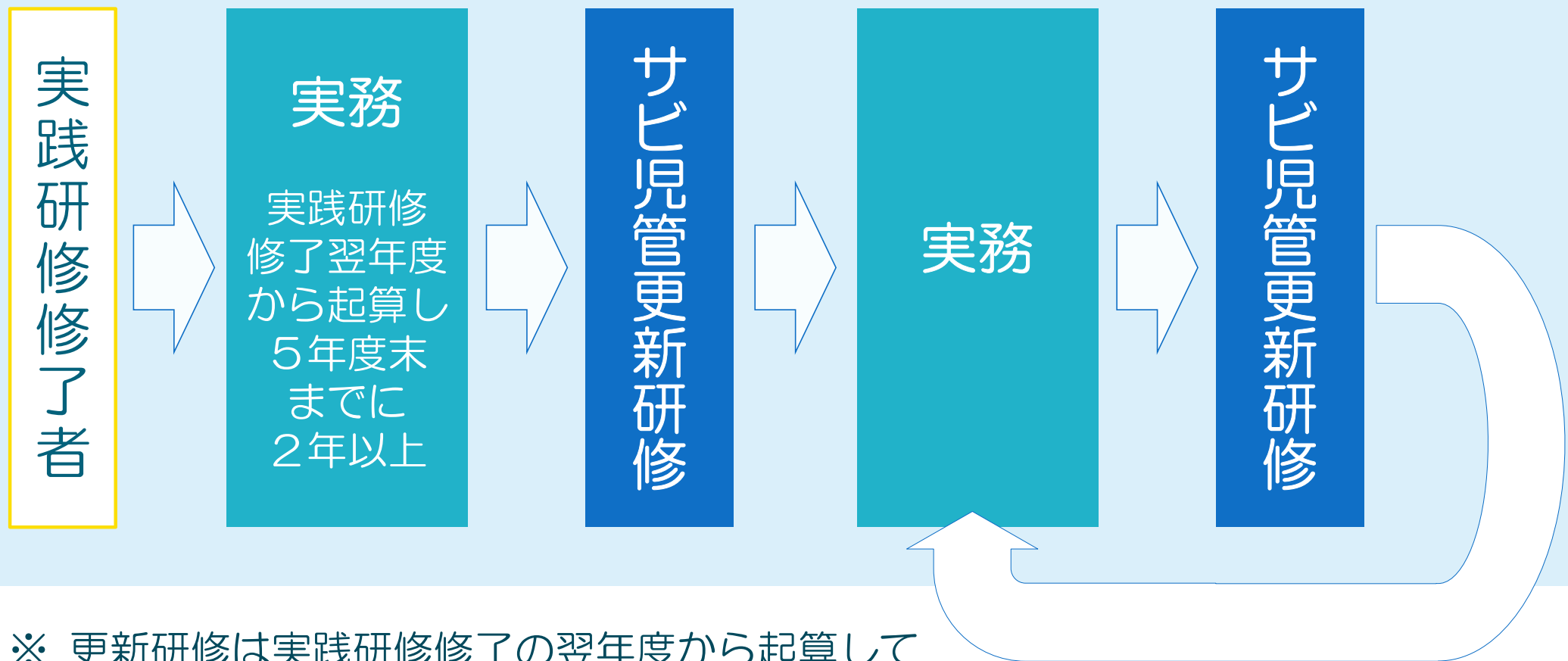
- ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
- ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。



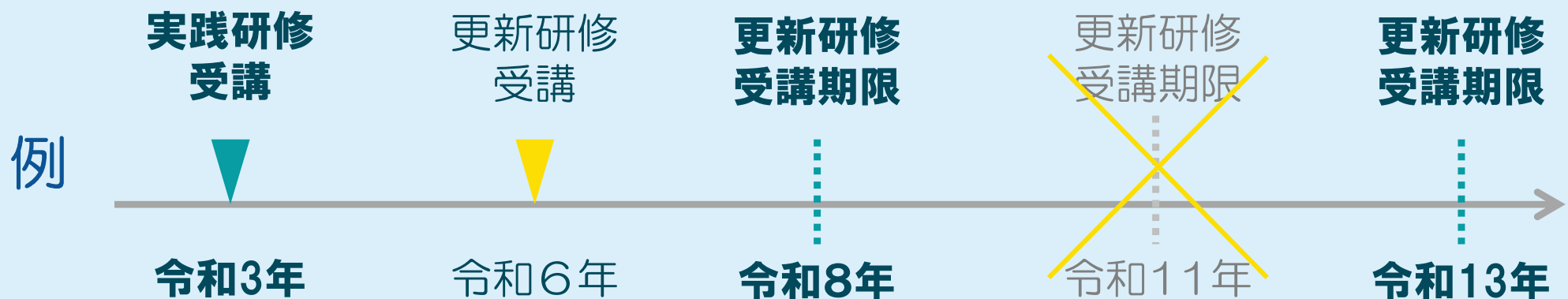
研修の流れ③（更新研修）



※ 更新研修は実践研修修了の翌年度から起算して
5年目の年度末まで受講可能。以後、5年ごとに更新研修の受講が必要。

更新研修の受講時期

更新研修の受講時期は、実践研修修了の翌年度を起算点として計算します。（1回目の受講期限は実践研修の翌年度から5年以内、2回目の受講期限は実践研修の翌年度10年以内…）
前回の更新研修から5年ではないことに注意してください。



更新研修の受講対象者について

■更新研修が受講可能な者

次の要件のいずれかに該当する者

- ・ 実践研修修了日以後に2年以上、対象業務を行った者
- ・ 研修受講日に対象業務に従事している者

■対象業務

- ・ サビ管更新研修 → サビ管・児発管・管理者・相談支援専門員
- ・ 児発管更新研修 → サビ管・児発管・管理者・相談支援専門員

更新研修を期限までに受けなかった場合

更新研修を受講期限までに修了しなかった場合、翌日からサビ児管として勤務することができません。

現にサビ児管として従事していた場合は、人員欠如となりますので、受け逃すことのないように留意してください。

期限までに修了しなかった場合は、実践研修の受講が必要です（基礎研修の再受講は必要ありません）。